第7回 西蒲区自治協議会 議事概要

日時:令和5年10月26日(木)

午後2時30分~午後3時50分

場所:巻地区公民館 3階 小ホール

事務局 (丹治補佐)

皆さまお疲れさまです。定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度 第7回西蒲区自治協議会を開催します。

初めに、本日の会議資料の確認をお願いします。

事前に送付した資料として、資料 1-1 から 1-3、各部会の状況について。 資料 3-1、西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃 止について(意見聴取)。資料 3-2、生きがい対策型通所事業の終了につい て(高齢者支援センターの廃止)。また、本日机上にお配りした資料として、 本日の次第。資料 1-4、調整部会会議概要。資料 2-1、令和 6 年度特色ある 区づくり事業(区役所企画事業案について)。資料 2-2、令和 6 年度特色あ る区づくり事業(区自治協議会提案事業案について)。資料 2-3、令和 6 年 度特色ある区づくり事業委員アイデア及び担当課の考え方一覧。資料 4、大 雪に関する市民広報の取り組み(新潟市)。「にいがた雪の日辞典」。資料 5、 令和 5 年度西蒲区自治協議会委員研修開催要項。

続きまして、「にしかん未来 BASE キックオフ交流会」のチラシ。西蒲区 公式 X (旧 Twitter) などの周知について。「新そばまつり」のチラシ。「角 田山麓観光まちづくり研究会」のチラシ。「角田山麓フェスタのお知らせ」 のチラシ。委員のみ配布している「かもん!カモねぎまつり」のチラシ。角 田ガイドの会あんでこさんのチラシが入っています。

それから、9月5日火曜日に、西区の黒埼市民会館で行われた令和5年 度新潟市自治協議会全体委員研修会の記録をお配りしています。こちらに ついては後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に広報紙「西蒲区自治協議会通信じちきょう」第 19 号が完成しておりますので、お配りしています。こちらについても、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。

それではこれ以降の会議については、新潟市区自治協議会条例第 9 条の 規定により吉田会長から議長として進行をお願いします。

議長

(吉田会長)

皆さまこんにちは。

10月はイベントたくさんあります。10月の初めには「にしかわ時代激まつり」があり、自治協議会から2名の方に参加いただきました。11月もイベントがたくさんありますので、いろいろなところに出向いて地元の行事や伝統を見ていただくことによって、自治協議会としてどういうものが必要か見えてくるかと思います。

情報は自治協議会でも聞くことができますし、西蒲区ホームページや Facebook、X にも出ると思いますので、ぜひ積極的に見ていただければと

	思います。
	それでは議事を進行してまいります。
	初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局から報告をお願
	かします。
本 农口	
事務局	委員の出席状況についてご報告します。委員 30 名のうち、本日の出席者
(丹治補佐)	は28名であり、過半数の出席を確認しています。
	従いまして新潟市区自治協議会条例第 9 条の会議の運営規定を満たして
	いることをご報告します。
	また、本日、傍聴については1名、来場されています。
	事務局では写真撮影ならびに録音をさせていただきますのでご了承くだ
	さい。
議長	それでは議事に入ります。議事(1)「各部会の状況について」です。各部
(吉田会長)	会長は前回の部会の状況について、総務部会、保健福祉部会、まちづくり・
	産業部会、調整部会の順に説明者席で報告をお願いします。
	初めに総務部会古島部会長、お願いします。
(古島委員)	総務部会古島です。
	先月行われた第6回総務部会では、令和6年度区自治協議会提案事業の
	事業名と事業概要及び令和 5 年度区自治協議会提案事業の事業概要につい
	- 「 - て協議しました。
	令和 6 年度の区自治協議会提案事業の事業名及び事業概要は、防災・教
	育・スポーツなど複数の分野が一堂に会するイベントを実施するというこ
	とが伝わる内容に決定しました。
	令和 5 年度の区自治協議会提案事業の内容については、事業タイトル・
	チラシ・展示ブースについて検討を行いました。
	事業タイトルは「演劇で学ぼう 大切な命を守る 今すぐできる防災を」
	一 事業グイドルは「個劇で子はケー人勁な叩を引る ラットできる例次を」 に決定しました。
	チラシについては、12月の発行に向けて作成することとしました。
	展示ブース等については、今後の部会で詳しい内容を掘り下げて検討し
	ていく予定です。
	また、令和6年度に実施する区自治協議会提案事業について、開催場所、
	内容に関するアイデアシートを作成し、11月11日火曜日締め切りで、事務
	局に提出しました。
	これについても、今後の部会でまた掘り下げて協議をする予定です。総務
	部会からは以上です。
議長	ただ今の件について、ご質問やご意見はありますでしょうか。
(吉田会長)	古島部会長、ありがとうございました。
	続きまして保健福祉部会岩﨑部会長、お願いします。
(岩﨑委員)	保健福祉部会岩﨑です。
	先月開催された第6回保健福祉部会では、令和5年度・6年度の区自治

協議会提案事業と(仮称)ボランティアの日の制定について協議をしまし 令和 6 年度区自治協議会提案事業では、事業名と事業概要について協議 を行い、事業名を「支え合いと助け合いの気持ちにあふれるまちづくり」と しました。今後、事業内容について意見交換をしていきたいと思います。 令和 5 年度区自治協議会提案事業では、ドキュメンタリー監督である信 友直子さんの講演会と、信友直子さんの映画作品「ぼけますから、よろしく お願いします」の第1部の上映会を開催することで決定しました。 開催日と会場ですが、令和6年2月24日、巻文化会館で開催することと しました。 (仮称) ボランティアの日の制定について、これは第8期の自治協議会 委員から、地域共生社会実現に向けた取り組みということで引き継ぎがあ ったものです。 このボランティアの日ですが、ある特定の日を、支え合い・助け合いにつ いて区民の皆さまから考えて欲しい日と位置づけて、西蒲区自治協議会か ら区民の皆さまに向けてメッセージを発信するものです。 これに関して意見交換した内容は資料 1-2 のとおりです。 部会において引き続き意見交換を行い、実現に向けて検討していきたい と思います。保健福祉部会からは以上です。 議長 ただ今の件について、ご意見やご質問はありますでしょうか。 (吉田会長) 岩﨑部会長、ありがとうございました。 続きましてまちづくり・産業部会大橋部会長、お願いします。 (大橋委員) まちづくり・産業部会の大橋です。 先月開催された第6回まちづくり・産業部会は6名の出席でした。 会議の内容については、令和 6 年度区自治協議会提案事業について検討 しました。地域を活性化するために、イベントや祭りを応援していくという ことを確認しました。協議の結果、ほかの部会と表記を統一することにしま した。 提案事業としては、「(仮称) にしかん応援隊」という名称で、各地区での イベントを応援していくという方向で決定しました。 詳細については引き続き検討をしていきますが、今回の会議で名称を正 式に決めていきたいと思っています。 LINE の機能を使った取り組みということで、LINE で応援隊のグループ を作成し、応援隊を受け入れたいコミュニティ協議会は LINE に募集内容 を投稿する。そして応援隊員は、LINE で投稿内容を閲覧して、応援したい イベントがあった場合、そのコミュニティ協議会に直接申し込みを行うと いうような内容です。 今年度は、12月3日日曜日に、潟東で「かもん!カモねぎまつり」が開 催されますので、潟東地域コミュニティ協議会と連携を取りながら調整を 行っていく予定です。なお、「かもん!カモねぎまつり」は初回であるため、

	まちづくり・産業部会の委員で対応しようと考えています。まちづくり・産
	業部会からは以上です。
議長	ただ今の件について、ご意見やご質問はありますでしょうか。
(吉田会長)	古島委員、お願いします。
(古島委員)	応援隊の報酬についてはどのようにお考えですか。
(大橋委員)	お茶程度であれば出しても良いと思いますが、報酬は出さない方向で考
() ()	えています。
(古島委員)	ありがとうございました。
	令和 6 年度は応援隊として手を挙げたいと思います。
議長	ほかにありますでしょうか。
(吉田会長)	私から1点質問です。LINEのグループを作るということですが、管理は
	自治協議会がやるのか、区役所がやるのか、委員がやるのか、そのあたりは
	いかがでしょうか。
(大橋委員)	まだ決定していませんが、事務局ということで、地域総務課の方で担当し
	ていただくようなかたちになると思います。
議長	ありがとうございました。
(吉田会長)	ほかにありますでしょうか。
	田中(弘)委員、お願いします。
(田中(弘)委員)	応援隊員が LINE で投稿内容を閲覧して、応援したい方がコミュニティ
	協議会に直接申し込むという仕組みだと思いますが、これは応援隊という
	組織として申し込むのではなく、個人で申し込むということでしょうか。
(大橋委員)	そういうことです。
(田中(弘)委員)	応援隊の運営側として、それを管理・把握ということは、直接はしない
	ということですか。
(大橋委員)	管理や把握はせずに、応援したい人は個人でコミ協と連絡を取って対応
	していただきます。
議長	ありがとうございました。
(吉田会長)	ほかにありますでしょうか。
	初めてのことなので大変かもしれませんが、いろいろ検討いただいて、ま
	た全体でも諮っていただけると、より良いものになると思いますので、よろ
	しくお願いします。
	大橋部会長、ありがとうございました。
	続きまして調整部会は私から報告します。資料 1-4 をご覧ください。
	10 月 17 日に会長・副会長及び各常任部会正副部会長で構成される調整
	部会を開催しました。
	議題は「令和 6 年度区自治協議会提案事業について」、「区自治協議会委
	員研修について」の2点と、その他として、先ほど行われた「西蒲区選出議
	員と自治協議会との懇談会」、「令和 6 年度(仮称)にしかん LIFE フェス
	の開催」について協議を行いました。

初めに、「令和6年度区自治協議会提案事業」については、各部会で検討いただいた内容で、本日の本会議に諮ることとしました。参考資料2-2で配付しています。

次に、「区自治協議会委員研修」について、これは委員のスキルアップを 図るとともに、自治協や地域における活動に資することを目的として、毎年 開催しているものです。

詳細については、このあと事務局から「報告」のところで説明がありますが、委員の皆さまの今後の活動のヒントにしていただければと思います。

続いて、「西蒲区選出議員と自治協議会との懇談会」については、先ほど 行われたものになりますので、割愛させていただきます。

最後に、「令和6年度(仮称)にしかん LIFE フェスの開催」について、これは保健福祉部会から来年度の区自治協議会提案事業を検討している中で提案があったものですが、保健や福祉など、支え合いに関するさまざまなブースを設置し、来場者に楽しんみながら学んでもらえるイベントを想定したもので、総務部会でも、教育や防災などの関連ブースを出展するなど、合同で進めていく方向で検討中です。

今回の調整部会では、開催日時を令和 6 年 10 月 20 日日曜日前後、会場は城山運動公園などを予定ということで協議しました。

詳細についてはこれから詰めていくことになりますが、合同で進めていただければと思っています。私からの説明は以上です。ご質問やご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議事(1)を終了します。

続きまして、議事(2)「令和6年度特色ある区づくり事業について」で す。地域総務課長から説明をお願いします。

事務局

(高橋地域総務課長)

地域総務課の高橋です。議事(2)「令和6年度特色ある区づくり事業」について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

最初に私から内容について説明させていただき、その後委員の皆さまからご質問等がありましたら、各担当課より説明をさせていただきますので、 よろしくお願いします。

来年度の区づくり事業は 12 事業を提案する予定です。各事業については、区ビジョンまちづくり計画の方針に沿って立案しており、「目指す区の姿」にかかる方針順に記載しております。

なお、昨年までありました子育で・健康福祉・防災にかかる事業については、区づくり事業とは別に予算要求をしておりますので、一覧には載っておりません。

それでは、事業の概要について、説明します。

最初に「魅力あふれる農水産物を供給するまち」の分野です。「ブランド 力向上と交流促進」の 1 つ目「にしかんなないろ野菜ブランド強化・販路 拡大」は、ブランド化を進めてきた「にしかんなないろ野菜」について、引 き続き認知度向上に取り組みながら、今後増加が見込まれる新規需要に対 応できるように体制整備に取り組んでまいります。

2 つ目は新規の取り組みで、「にしかんイノ"米"ション~No rice, no life ~」です。西蒲区における作付け割合が特に高い主食用米や加工米について、「おにぎり」を題材としたコンテストを開催するなどし、消費拡大や新規需要創出に取り組みます。

次に、「観光とスポーツ・レクリエーションのまち」です。「観光資源の保全と活用」の1つ目「にしかん新ツーリズム誘客」では、引き続き現地観光プロモーション及びセールス活動を実施しながら、インバウンドを対象とした誘客に取り組んでまいります。

2つ目は「『矢垂の郷』賑わいづくりプロジェクト」です。「矢垂の郷」を 観光スポットとして定着させるため、巻ほたるの里公園周辺の環境整備を 行い、観光客と角田山麓来訪者へのサービス向上に取り組みます。

3つ目は新規の取り組みで「角田山 魅力『かくだ』い」です。登山道や 山頂に道しるべを設置し、登山者の利便性・安全性を確保することで角田山 の魅力を高め、交流人口の拡大を目指します。

4つ目も新規の取り組みです。「(仮) 西蒲区にぎわい創出」です。地域活性化や地域を盛り上げる取り組みについて、支援を行ってまいります。

次に「スポーツ・レクリエーションの普及・推進」として、「ジュニアスポーツ教室開催支援」では、ジュニア育成を目的として、スポーツに親しむ機会の提供と支援を実施し、スポーツ人口の拡大を図ります。

次に裏面をご覧ください。「歴史と文化が生き続けるまち」です。

「次世代への継承に向けた文化活動支援」として、「西蒲区の文化再発見」では、区内の歴史文化について多くの方から興味・関心を持ってもらい、次世代への継承に向けた取り組みを行います。

次に「人が行き交い、にぎわいと活力があふれるまち」です。「西蒲区の特徴を生かした移住・交流などの促進」の 1 つ目「西蒲区移住等促進」では、新たな観光・生活スタイルであるワーケーションを推進し、人口流入の促進に取り組みます。

2つ目は「西蒲区空き家利活用」です。西蒲区内に存在する遊休不動産を 流通させ、管理不全空き家の未然防止を図り、地域の生活環境の維持を図る ために関係者と協議しながら空き家対策に取り組みます。

最後ですが、「人の和でつながる安心・安全なあたたかいまち」です。「安心・安全で快適な生活基盤づくり」では「未来につなごう にしかんこども環境事業」として、西蒲区の豊かな自然環境を未来の子どもたちに残すため、子どもたちを対象に環境への関心・意識を育む取り組みを行います。

次に「支え合い学び合う人の和づくり」です。新規の取り組みで、「(仮) 中学生キャリア教育」です。中学生を対象に、地域の若者プレイヤーとの出 会いや対話を通じたキャリア教育を行い、地域の魅力発信や愛着を感じら れるような取り組みを行います。

以上が現在提案予定の12事業となります。今後の流れとしては、皆さま

	のご辛目な味よう。東米の内容な魅木し、反白込物業会担安東米し供は、10
	のご意見を踏まえ、事業の内容を精査し、区自治協議会提案事業と併せ、12
	月に原案を確定したいと考えています。
	続いて資料 2-2 をご覧ください。来年度に各部会で取り組む区自治協議
	会提案事業について、こちらは各部会で協議いただき、記載のとおり取り組
	む予定となっています。先ほどの区役所企画事業と併せて、特色ある区づく
	り事業として、12月に原案を確定したいと考えています。
	最後に資料 2-3 をご覧ください。7 月の自治協議会で委員の皆さまに、特
	色ある区づくり事業についてアイデアを募集し、多くの提案をいただきま
	した。その後 8 月の各部会で、それを基に協議を行っていただき、部会か
	ら提案いただいたものに対し、担当課の考え方を記載した資料です。
	左上の整理番号1「インバウンドの取り込み」や整理番号4「空き家の利
	活用」、整理番号9「区の一体感の醸成」については、先ほどの資料 2-1 で
	ご説明をさせていただいた、特色ある区づくり事業に反映させていただい
	ております。後ほどご覧いただきたいと思います。
	その他の内容については、今後の行政施策に大いに参考にさせていただ
	きたいと考えています。ご提案ありがとうございました。説明は以上です。
議長	ただ今の件について、ご意見やご質問はありますでしょうか。
(吉田会長)	鈴木委員、お願いします。
(鈴木委員)	西川の鈴木です。空き家について、以前、私の地域で、空き家を活用して
	民泊の開設を考えたことがありました。いろいろ考えて試行錯誤している
	のですが、開設にあたっては初期投資が大変で、冷房や Wi-Fi なども対応
	しなければならず、手続きもとても面倒です。
	でも、もし西蒲区の空き家があるのだったら、少しハードルを下げて、民
	泊としての活用も選択肢の中に入れてもらえると、活用が増えるのではな
	いかと思います。
	この間も、佐渡から来た人が、西蒲区に泊まるところがないからと言っ
	て、西区のホテルに泊まりに行っていました。そのような時、簡単に泊まれ
	るというところで空き家をうまく活用できればいいのではないかなと思う
	のですが、そのあたりをどうお考えか、お聞きしたいです。
事務局	ありがとうございます。空き家については地域総務課が担当しています。
(高橋地域総務課長)	今回の区づくり予算の中で、主に管理不完全なものに対しての相談事業
	の充実と、遊休不動産の流通ということで考えています。
	また、民泊としての活用ということでいいますと、改修やリノベーション
	などで経費がかかる部分があると思います。そちらの方も、本課の方でそう
	いった空き家に対する補助金のメニューも出ておりますし、まだ内容も固
	まったわけではありませんが、今いただいたご意見も含めながら、区として
	何ができるか考えていきたいと思います。
(鈴木委員)	ありがとうございます。
議長	ほかにありますでしょうか。
-	

(吉田会長)	柳原委員、お願いします。
(柳原委員)	本業で土地家屋調査士をしています。空き家利活用のところで、遊休動産
	を流通させるということですが、これは空き家の解体費用に補助金を出し
	て、更地にして空き家バンクに登録するといったことでよろしいのでしょ
	うか。
事務局	今、区で検討しているのが、空き家バンクの活用をどのようにできるかと
(高橋地域総務課長)	いうところになっています。
	また、更地にして活用ということもご意見が出ていますが、それはまた補
	助金の話にもなってくると思いますので、そのあたりをまた検討していき
	たいと思います。
(柳原委員)	ありがとうございます。
	続いていいですか。
	私は空き家相談士協会の方にも登録しており、新潟市全域で問題となっ
	ていることが、建物があることで固定資産税が安くなるから壊せないとか、
	更地にすると固定資産税が上がるからということで、古町のしもの方の人
	や、登記名義人に確認すると「固定資産税が上がるでしょう」と回答が返っ
	てくるのです。
	ガラスが割れて、猫が入り、ねずみが棲みつき、住めるような状態ではな
	い建物で、放火などの犯罪が起こりやすくなっています。西蒲区にも少なか
	らずそういったところはあると思いますので、前向きに、積極的に取り組ん
	でいただきたいと思います。意見でした。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。管理不全な空き家については、地域総務課の方に
(高橋地域総務課長)	情報をいただければ現地確認等をしますので、ぜひ皆さまから情報提供を
	いただければと思います。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	唐澤委員、お願いします。
(唐澤委員)	いろいろと新規の企画もあがっている中で、にしかんなないろ野菜は、今
	までの売り上げの規模や生産量を見るとやはり可能性がないと思うので、
	見直しが必要かなと思います。
事務局	にしかんなないろ野菜について、西蒲区でブランド品を作っていこうと
(高野産業観光課長)	いうことで、これまで一生懸命やってきておりますので、引き続き取り組み
	を続けていこうと思っております。少しずつ名前も浸透しており、最近は大
	手のところからの引き合いも出てきています。今は生産者の数が少なくて、
	大口の契約となるとそれだけロットが必要ということになるのですが、そ
	れがなかなか用意できずに進まないということもありますので、ある程度
	のロットが作れるように、生産者が動き出し、生産技術を上げるということ
	で、めずらしい野菜を扱っていますので、そういった野菜に詳しい方に栽培
	の手法を教えてもらうということも含めて、取り組んでいきたいと思って
	います。

議長 (古田会長) はかにいかがでしょうか。 上原委員、お願いします。 (上原委員) 峰岡の上原です。 以前から、矢垂の郷公園でキャンブをしたいという人がたくさんいますが、制約があって人が使えません。近くにじょんのび舶があって、トイレや、風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つ越えると海があるので、矢垂の郷公園にキャンブ場があれば、いろいろな遊びができるのではないかと思っています。利用について、検討していただきたいと思います。 一部の近くにじょんのび舶が建っておりますが、活性化させたいといかがでしょうか。 (古田会長) ・大の扱いができるかどうか難しいところはありますが、活性化させたいという気持ちは嫌認識も商業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび舶が建っておりますので、これからもご相談しながら遊りさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 (古田会長) (古田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある反づくり事業の反役所を画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。(会場) (拍手) 諸長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくにと出る会員) (古田会長)	(吉田会長) ほかにいかがでしょうか。 上原委員、お願いします。 峰岡の上原です。 以前から、矢垂の郷公園でキャンプをしたいが、制約があって火が使えません。近くにじょ風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つっの郷公園にキャンプ場があれば、いろいろなう思っています。利用について、検討していたたいまうか。 (吉田会長) 水の扱いができるかどうか難しいところはましていただきたいと思います。どうぞよの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよ話長 (吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてただくということよろしいでしょうか。よろしければ打たくということよろしいでしょうか。よろしければ打た。 (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ打たくということよろしいでしょうか。よろしければ打たる場合 (本手) に該当するもので、地域の意見がなされるい事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢	
上原委員、お願いします。 (上原委員)	上原委員、お願いします。	
(上原委員) 蜂岡の上原です。 以前から、矢垂の郷公園でキャンブをしたいという人がたくさんいますが、制約があって火が使えません。近くにじょんのび館があって、トイレや風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つ越えると海があるので、矢乗の郷公園にキャンブ場があれば、いろいろな遊びができるのではないかと思っています。利用について、検討していただきたいと思います。 ・ 本務局 (古田会長) 火の扱いができるかどうか難しいところはありますが、活性化させたいという気持ちは違診課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢乗の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら適めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 はかにいかがでしょうか。 (古田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) (古田会長) (ことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) (治手) (会場) (拍手) (本様) (お手) (本様) (お手) (本様) (お手) (本様) (本様) (お手) (本様) (本様) (本様) (本様) (本様) (本様) (本様) (本様	(上原委員) 峰岡の上原です。 以前から、矢垂の郷公園でキャンプをしたいが、制約があって火が使えません。近くにじょ 風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つらの郷公園にキャンプ場があれば、いろいろない 思っています。利用について、検討していただ。 という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよいにいかがでしょうか。たくさんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろしたす。 (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (右手) (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (ことでよろしいでしょうか。よろしければれてというに、議事(2) は終了します。続いていセンター及び中之口高齢者支援センターの原この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 連藤福祉課人がら説明をお願いします。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢ので、地域の意見いて、説明をさせていただきます。資料3・2 を実施している、説明をさせていただきます。資料3・2 を実施している、	
以前から、矢垂の郷公園でキャンブをしたいという人がたくさんいますが、制約があって火が使えません。近くにじょんのび館があって、トイレや風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つ越えると海があるので、矢垂の郷公園にキャンブ場があれば、いろいろな遊びができるのではないかと思っています。利用について、検討していただきたいと思います。 *** *** ** ** ** ** ** ** **	以前から、矢垂の郷公園でキャンプをしたいが、制約があって火が使えません。近くにじょ風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つの郷公園にキャンプ場があれば、いろいろなう思っています。利用について、検討していただきの郷島にキャンプ場があれば、いろいろなう思っています。利用について、検討していただきるかどうか難しいところはなどいう気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞうによった。まる区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろしにすったくさんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろしにすったくということよろしいでしょうか。よろしには、満りにもいては、議事 (2) は終了します。続いていセンター及び中之口高齢者支援センターの豚この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。健康福祉課長から説明をお願いします。 本務局に渡辺健康福祉課長の渡辺と申します。西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢のでは、強力に対します。では、強力に対します。とは終了します。では、強力に対します。とは、全体をは、をは、をは、をは、といいでは、大力には、は、まないでは、大力には、よりでは、大力には、よりでは、大力には、よりでは、大力には、大力に対します。を表して、大力に対したがあるといて、大力に対して、大力に対したがあるといて、大力に対している。近日に対している。近日に対したがあるというには、対していたがあるというには、対しているがあるというには、対しているがあるというには、対しているがあるというには、対している。近日には、対しているがあるといる。近日には、対しているがあるというには、対しているがあるといる。近日には、対しているがあるといるといるには、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。がは、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。がは、対している。近日には、対している。近日には、対しているのがあるといる。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対している。近日には、対しないるには、対しないるには、対しないる。近日には、対しないる。近日には、対しないるには、対しないる。は、対しないるには、対しないるには、対しないるには、対しないるには、対しないるには、対しないるには、対しないるには、対しないるは、対しないるには、対しないるには、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるには、対しないるのは、対しないるは、対しないるは、対しないるはないるは、対しないるは、はないるは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
が、制約があって火が使えません。近くにじょんのび館があって、トイレや風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つ越えると海があるので、矢垂の郷公園にキャンブ場があれば、いろいろな遊びができるのではないかと思っています。利用について、検討していただきたいと思います。 議長 (古田会長) 事務局 火の板いができるかどうか難しいところはありますが、活性化させたいという気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 議長 (古田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていたことは、さいでしまうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 (古田会長)	が、制約があって火が使えません。近くにじょ 風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つの郷公園にキャンプ場があれば、いろいろな) 思っています。利用について、検討していただ 議長 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (吉田会長) をいう気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞましたいかがでしょうか。よろしたでは、ということよろしいでしょうか。よろしたでくということよろしいでしょうか。よろしたでくということよろしいでしょうか。よろしたが、だくということよろしいでしょうか。よろしければ打ち、会場 議長 (吉田会長) (会場) (治手) 議長 (吉田会長) (言田会長) (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (言田会長) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (前手) (会場) (自力に対している。 (会場) (は対している。 (会場) (は対している。 (会場) (は対している。 (は対している。 (会場) (は対している。 (会別に対している。 (会別に対	
	風呂がしっかりありますし、トンネルを 1 つの郷公園にキャンプ場があれば、いろいろな。思っています。利用について、検討していただいまった。(吉田会長) (吉田会長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (古田会長) (前手) (古田会長) (いという人がたくさんいます
の郷公園にキャンプ場があれば、いろいろな遊びができるのではないかと思っています。利用について、検討していただきたいと思います。 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) 火の扱いができるかどうか難しいところはありますが、活性化させたいという気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 議長 (吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (白田会長) (拍手) 議長 (古田会長) (自由会長) (拍手) 議長 (古田会長) (自年会長) (拍手) 議長 (古田会長) (方田会長) (拍手) 議長 (古田会長) (方田会長) (拍手) 議長 (古田会長) (前手) 議長 (古田会長) (拍手) 議長 (古田会長) (拍手) (協理) (拍手) (会場) (拍手) (治田会長) (拍手) (会場) (拍手をお願いします。 (会場) (拍手) (会場) (社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	の郷公園にキャンプ場があれば、いろいろなは思っています。利用について、検討していたないがでしょうか。 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) (吉田会長) (吉田会長) (吉田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (会場) (大さんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてはだくということよろしいでしょうか。よろしければ打ちくということよろしいでしょうか。よろしければ打ちくということがでしまうか。よろしければ打ちくということがでしまうか。よろしければ打ちくということがでしょうか。よろしければ打ちくということがあるとがでしょうか。よろしければ打ちる場) (会場) (会場) (会場) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (古田会長) (本手) (本手) (本手) (本手) (本手) (本手) (本手) (本手	んのび館があって、トイレや
選らています。利用について、検討していただきたいと思います。 議長 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (高野産業観光課長) (古田会長) (古田会長) (カリングラングラングラングラングラングラングラングラングラングラングラングラングラン	思っています。利用について、検討していただ。 議長 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよ。 に古田会長) (古田会長) (古田会長) (会場) (相手) 議長 (古田会長) (本別でしまうか。よろしければれて、議事(2)は終了します。続いていセンター及び中之口高齢者支援センターのほこの件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高能で、説明をさせていただきます。資料3-2を2つの高齢者支援センターで実施している、記	越えると海があるので、矢垂
議長 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 (吉田会長) (吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていて、(古田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 おりがとうございました。それで議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3-2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	議長 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよ ほかにいかがでしょうか。ようしにでしょうか。よろしにでしょうか。よろしにでしょうか。よろしにでしょうか。よろしにでしょうか。よろしにでしょうか。よろしければれ (会場) 議長 (吉田会長) (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (会場) (前手) 議長 (吉田会長) (古田会長) (会場) (前手) 議長 (古田会長) (会場) (前手) 議長 (古田会長) (本世の表別でします。続いては、後期では、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) (渡辺健康福祉課長) 専務局 (渡辺健康福祉課長) 「関連を持ち、	遊びができるのではないかと
下務局	 (吉田会長) 事務局 (高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよびました。からないのでは、というご覧見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろしにす。 (会場) (会場) (会場) (治手) 議長 (吉田会長) (会場) (治手) 議長 (古田会長) (会場) (拍手) 議長 (古田会長) (会場) (拍手) 議長 (古田会長) (会場) (拍手) 議長 (古田会長) (本まり、ことでよろしいでしょうか。よろしければればおりままでは、議事(2)は終了します。続いていたがまり、ためない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。使康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高能いて、説明をさせていただきます。資料 3・2 を2つの高齢者支援センターで実施している。 	ごきたいと思います。
事務局 (高野産業観光課長)火の扱いができるかどうか難しいところはありますが、活性化させたいという気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。議長 (吉田会長)ほかにいかがでしょうか。 たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。(会場)(拍手)議長 (吉田会長)自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。(会場)(拍手)議長 (吉田会長)もかがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。事務局 (渡辺健康福祉課長)健康福祉課の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。 2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた 2 つの施設を廃止	事務局	
(高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えですし、せっかく矢垂の郷の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 議長 ほかにいかがでしょうか。 たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 おりがとうございました。それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。 2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	(高野産業観光課長) という気持ちは建設課も産業観光課も同じ考えの近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよほかにいかがでしょうか。 とうことなんのご意見ありがとうございました。 ある区づくり事業の区役所企画事業についてはだくということよろしいでしょうか。よろしばす。 (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおりくことでよろしいでしょうか。よろしければ有(会場) (拍手) 議長 (古田会長) (右手) (会場) (拍手) 議長 (古田会長) (右手) (右手) (右手) (右手) (右手) (右手) (右手) (右手	
の近くにじょんのび館が建っておりますので、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 ほかにいかがでしょうか。 たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 健康福祉課長の説明をお願いします。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	の近くにじょんのび館が建っておりますので、進めさせていただきたいと思います。どうぞよほかにいかがでしょうか。 に言田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてはだくということよろしいでしょうか。よろしにす。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおりくことでよろしいでしょうか。よろしければ和(会場) (拍手) 議長 (吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ和(会場) (拍手) 議長 (古田会長) とれでは、議事(2)は終了します。続いていセンター及び中之口高齢者支援センターの厚この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 連康福祉課長から説明をお願いします。 画川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢に変辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢に変辺と申します。 西川高齢者を対していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。資料3-2 を表していただきます。	ありますが、活性化させたい
進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 議長 ほかにいかがでしょうか。 たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色 ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていた だくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いしま す。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めてい くことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。 この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。 2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	進めさせていただきたいと思います。どうぞよほかにいかがでしょうか。 に言田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。 ある区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろしにす。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおりくことでよろしいでしょうか。よろしければ和(会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 (吉田会長) (吉田会長) (拍手) ぶよろしければ和(会場) (拍手) がならございました。 それでは、議事(2) は終了します。続いていないでしょうか。よろしければ和(会場) (拍手) がならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢では、発見で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表している、説明をさせていただきます。資料3・2 を表していただきます。資料3・2 を表している。	えですし、せっかく矢垂の郷
議長 (吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3-2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	議長 (吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。 ある区づくり事業の区役所企画事業についてはだくということよろしいでしょうか。よろします。 (会場) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおりくことでよろしいでしょうか。よろしければ和(会場) (指手) 議長 (吉田会長) (古田会長) ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いていないなり、大きではでは、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 (渡辺健康福祉課長) 「選辺健康福祉課長) 「関連を持ちます。資料3・2 を表します。で、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。で、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。で、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。では、説明をさせていただきます。資料3・2 を表します。	これからもご相談しながら
(吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、令和6年度特色ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 (吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 健康福祉課長から説明をお願いします。 「渡辺健康福祉課長」 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた 2つの施設を廃止	(吉田会長) たくさんのご意見ありがとうございました。ある区づくり事業の区役所企画事業についてにだくということよろしいでしょうか。よろします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおりくことでよろしいでしょうか。よろしければ和(会場) (拍手) 議長 (吉田会長) (拍手) ありがとうございました。 それでは、議事(2) は終了します。続いていセンター及び中之口高齢者支援センターの第この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 健康福祉課長から説明をお願いします。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高能いて、説明をさせていただきます。資料 3・2 を2 つの高齢者支援センターで実施している。	よろしくお願いします。
ある区づくり事業の区役所企画事業については、資料のとおり進めていただくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めてい(吉田会長) (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 再務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	ある区づくり事業の区役所企画事業についてはだくということよろしいでしょうか。よろしにす。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり(吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ打(会場) (拍手) 議長 (拍手) (拍手) (拍手) (拍手) (注 (会場) (拍手) (拍手) (拍手) (拍手) (拍手) (拍手) (拍手) (拍手	
だくということよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。 2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	だくということよろしいでしょうか。よろしたす。 (会場) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、 (吉田会長) (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いていたとからない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 健康福祉課長から説明をお願いします。 では、説明をさせていただきます。資料 3・2 を2 つの高齢者支援センターで実施している、	それでは、令和6年度特色
(会場) (1) (会場) (1) (会場) (1) (古田会長) (お書) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記	(会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり (吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ打 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事 (2) は終了します。続いていたないをした。 とれでは、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。	は、資料のとおり進めていた
(会場) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めていくことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) おりがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 両川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。 2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	(会場) (拍手) 議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり (吉田会長) (ことでよろしいでしょうか。よろしければ和 (会場) (拍手) 議長 (吉田会長) ありがとうございました。 それでは、議事 (2) は終了します。続いていいセンター及び中之口高齢者支援センターの房 この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢 いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を 2 つの高齢者支援センターで実施している、2	ければ、拍手をお願いしま
議長 自治協議会提案事業についても、案のとおり、各部会で企画を進めてい (吉田会長) (ことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 (古田会長) ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。 この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 種康福祉課長から説明をお願いします。 では、選別健康福祉課長の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3・2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	議長 (吉田会長) (吉田会長) (大きないでしょうか。よろしければれて会場) (大田会長) (大	
(吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3・2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	(吉田会長) くことでよろしいでしょうか。よろしければ和 (会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 (吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いていたでは、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 健康福祉課の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢れて、説明をさせていただきます。資料 3・2 を 2 つの高齢者支援センターで実施している、	
(会場) (拍手) 議長 (吉田会長) ありがとうございました。 それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料3・2をご覧ください。2つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止	(会場) (拍手) 議長 ありがとうございました。 (吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いていたでは、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢いて、説明をさせていただきます。資料 3・2 を2 つの高齢者支援センターで実施している、2	0、各部会で企画を進めてい
議長 (吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3・2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	議長 ありがとうございました。 (吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いていただきます。続いていただきます。 をれては、議事(2)は終了します。続いている「中の別して、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 の演辺と申します。 の問題者ふれあいセンター及び中之口高調に、説明をさせていただきます。資料3・2を2つの高齢者支援センターで実施している、	白手をお願いします。
(吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いて議事(3)「西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 健康福祉課の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3・2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	(吉田会長) それでは、議事(2)は終了します。続いていただきます。続いている「市が自治」ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 とは、というでは、というでは、というでは、というでは、では、説明をさせていただきます。 では、説明をさせていただきます。 では、説明をさせていただきます。 では、説明をさせていただきます。 では、説明をさせていただきます。 では、説明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記明をさせていただきます。 では、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述	
いセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について」です。 この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長)	いセンター及び中之口高齢者支援センターの序 この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長)	
この件は、条例で規定されている「市が自治協議会に意見を聴かなければならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長)	この件は、条例で規定されている「市が自治ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 健康福祉課の渡辺と申します。 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を2 つの高齢者支援センターで実施している、2	議事(3)「西川高齢者ふれあ
ならない事項」に該当するもので、地域の意見を反映させるため、意見聴取がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 健康福祉課の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3-2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	ならない事項」に該当するもので、地域の意見がなされるものです。	発止について」です。
がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長)	がなされるものです。 健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 (渡辺健康福祉課長) 健康福祉課の渡辺と申します。 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢 いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を 2 つの高齢者支援センターで実施している、	協議会に意見を聴かなければ
健康福祉課長から説明をお願いします。 事務局 健康福祉課の渡辺と申します。 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3-2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	健康福祉課長から説明をお願いします。	」を反映させるため、意見聴取
事務局 健康福祉課の渡辺と申します。 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3-2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2 つの施設を廃止	事務局 健康福祉課の渡辺と申します。 (渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢 いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を 2 つの高齢者支援センターで実施している、2	
(渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターの廃止について、説明をさせていただきます。資料 3-2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和 6 年 3 月に終了することから、同事業を実施していた 2 つの施設を廃止	(渡辺健康福祉課長) 西川高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を2 つの高齢者支援センターで実施している、	
いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 をご覧ください。 2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令 和 6 年 3 月に終了することから、同事業を実施していた 2 つの施設を廃止	いて、説明をさせていただきます。資料 3-2 を 2 つの高齢者支援センターで実施している、	
2 つの高齢者支援センターで実施している、生きがい対応型通所事業を令和 6 年 3 月に終了することから、同事業を実施していた 2 つの施設を廃止	2 つの高齢者支援センターで実施している、	齢者支援センターの廃止につ
和6年3月に終了することから、同事業を実施していた2つの施設を廃止		をご覧ください。
	和6年3月に終了することから、同事業を実施	生きがい対応型通所事業を令
するものです。		施していた2つの施設を廃止
l l	するものです。	
生きがい対応型通所事業は、通所による交流の場やレクリエーションな	生きがい対応型通所事業は、通所による交流	流の場やレクリエーションな
	どの提供により、生きがい作りと社会参加を信	促進することを目的として実

施しています。 西川高齢者ふれあいセンターでは、35人の方が登録しており、年間延べ 1,500人、1日あたり平均5.8人の利用となっています。 中之口高齢者支援センターは39人が登録し、年間延べ2.534人、1日あ たり平均9.7人の利用となっています。 また、中之口高齢者支援センターは、ゲートボール場を併設しており、こ ちらは年間460人の方が利用しています。 どちらの施設も生きがい対応型通所施設事業と施設管理を、指定管理者 が実施・運営しています。 令和5年度の指定管理料は西川高齢者ふれあいセンターが9,201,000円、 中之口高齢者支援センターが 8,200,000 円です。 次に、事業に終了に向けての見直しの経緯です。令和元年度からの集中改 革プランにおいて、全市的に生きがい対応型通所事業を地域の茶の間など の類似事業へ移行・統合することとして見直しに取り組んできました。 平成30年度、市内24か所で実施していたものが、令和4年度以降は西 蒲区の2か所のみの実施となっています。 西蒲区では、平成30年度末に間瀬・越前浜・十三輪・かすがい荘の4か 所、令和元年度に松野尾・潟東の2か所でそれぞれ事業を終了しています。 今回終了する西川と中之口は、指定管理者による実施ということもあり、 指定管理期間の最終年度である令和 5 年度末をもって終了することとした ものです。 今後の方向性については、生きがい対応型通所事業を終了するにあたっ て新たな地域の茶の間の創設に向けた支援のほか、利用者の皆さまには、既 存の茶の間、幸齢ますます元気教室の案内など、支え合いの仕組みづくり推 進員の皆さまと連携しながら、代替先を探っていきます。 廃止する施設については、西川高齢者ふれあいセンターは、民間への売却 または貸付けについて今後検討していきます。 中之口高齢者支援センターは、現在入居している地域包括支援センター 中之口・潟東が引き続き入居する予定で、今後、有償貸付けに向けた手続き を進めて行く予定です。併設のゲートボール場も、ゲートボール協会へ有償 貸付けを検討していきます。 事業の終了・施設の廃止については、地元のコミュニティ協議会には、す でに説明をさせていただきました。 利用者の方へは、来週から順次施設にうかがい、説明を行う予定としてい ます。説明は以上です。 議長 ただ今の件について、なにかご意見・ご質問はありますでしょうか。 (吉田会長)

(本田委員)

本田委員、お願いします。

中之口地区コミュニティ協議会の本田です。事業が終わってしまうとい うことで、利用していた方へも説明をして、次のところにご案内する予定 とのことですが、地域の茶の間は高齢者支援センターと同じ機能を持って

	いないので、地域の茶の間自体のあり方も少し変わっていかなければなら
	│ ないのかなと思いました。 │ 高齢者支援センターを利用している方の中には、休む場所を利用してい
	る方もいて、ちょっと集まってお茶を飲む場所の中にはそういった場所が
	設けられていないところもあるので、今後スタイルの見直しなども考える
本 水口	必要があると思いました。
事務局	ありがとうございます。地域の茶の間の運営に関しては、行政が直接行っ
(渡辺健康福祉課長)	ているのではなく、自治会やコミュニティ協議会が行っていますが、設立し
	た当時のままではなく、現状に合ったかたちに変化をしていくということ
	が必要なのではないかというご意見があったことを、支え合い仕組みづく
	り推進員と共有させていただき、いただいた意見が反映できるかどうか含
	めて話をしていきたいと思います。ありがとうございました。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	若杉委員、お願いします。
(若杉委員)	西蒲区スポーツ協会の若杉です。ゲートボール場がゲートボール協会へ
	有償貸付ということになると思うのですが、利用したい場合は 1 回あたり
	の使用料を払って貸していただくようなかたちになるのでしょうか。また、
	ゲートボール協会以外でも借りたいというところがあれば、同じような対
	応ができるのでしょうか。
事務局	具体的な方向はこれから詰めていくところですが、イメージとしては、1
(渡辺健康福祉課長)	回いくらではなくて、年間あるいは月間というようなかたちでの、長い期間
	での貸付けをイメージしています。
	ゲートボール協会は、今現在使われているということもあって、話をさせ
	ていただいていたのですが、そのほかの方が使用したいということについ
	ては、また相談をさせていただきたいと思います。
(若杉委員)	ありがとうございます。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	八百板委員、お願いします。
(八百板委員)	西川高齢者ふれあいセンターが令和 5 年度末で終了ということですが、
	今後の利用については、「民間への売却または貸付について今後検討してい
	く」となっていますが、まだ見通しはないのでしょうか。
事務局	ありがとうございます。現在はまだ、白紙の状態です。どなたから借りた
(渡辺健康福祉課長)	いといったお話も現在ありません。
(八百板委員)	次の借り手がいないとなると、決まるまでは施設は開かないということ
	なのでしょうか。
事務局	通所事業が令和 5 年度末で終了になり、そのほかの事業をそこで開催す
(渡辺健康福祉課長)	る予定はありませんので、施設としては閉じたままということになります。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。

今ほどいろいろなご意見をいただきましたが、とにかく地域と利用者に 丁寧な説明と周知を行っていただき、不安のないように充分努めていただ きたいと思います。

それでは、議事(3)を終了します。

続きまして、報告(1)「にいがた雪の日辞典の発行について」です。土木 総務課から説明をお願いします。

事務局

(宮村土木総務課主 査)

土木総務課の宮村と申します。

現在作成中の新しいパンフレット「にいがた雪の日辞典」について、説明 させていただきます。

パンフレットの説明に先立ち、新潟市が行っている大雪に関する市民広報の取り組みについて説明させていただきます。資料4をご覧ください。

平成29年度と令和2年度において、新潟市内では記録的な異常降雪に見舞われました。

そこで新潟市では、その時の除雪対応で表面化したさまざまな課題について、外部の有識者や関係団体から広く意見を集めて、持続可能な除雪体制へつなげるために、新潟市除雪体制等検証会議を立ち上げました。

昨年の7月には、この検証会議による最終とりまとめが行われ、その提言が3つあります。1つ目が、除排雪の効率化。2つ目が、市民広報の積極的な展開。3つ目が、PDCA サイクルの構築。この3つを柱とする提言書が提示されたところです。

2つ目の市民広報の積極的な展開として、大雪が災害であることの理解・ 浸透を図ること。大雪時の行動変容を促すこと。除雪体制の市民周知を図る こととされており、これに基づいて、昨年度からさまざまな取り組みを行っ ています。

降雪期前には、大雪が災害であることの理解・浸透や、除雪体制の市民周知を図るために、各種媒体を活用した広報活動やイベントなどを実施しています。

また、降雪期になると、日頃からの大雪の備えや最新の情報を確認できるように市のホームページに各種情報を集約した特集ページを設置するほか、大雪時には除雪の状況に応じて、不要不急の外出抑制などについて SNS やホームページを通じて情報発信を行っています。

今回紹介する「にいがた雪の日辞典」は、これらの大雪に関する市民広報 の取り組みとして、新たに作成しているものです。

お手元のパンフレットをご覧ください。このパンフレットは現在作成中のものになります。今後修正が生じる可能性がありますのでご留意ください。

内容については、3つのポイントに着目して編集しています。

1つ目は、これまで発行した「にいがた『ゆきみち』ガイド」と、「大雪は災害」。この 2つのパンフレットの内容を踏襲して、自助・共助・公助の視点を加えて整理しています。

	2つ目は、これまでパンフレットは道路施設に関するお願いを中心として
	まとめていましたが、市民の皆さまへのお役立ち情報として、大雪への備え
	や水道管の凍結、ごみ収集などライフラインに関する記載を充実させまし
	t.
	3つ目は、SNSを活用した広報を推進するため、公式 LINE などへの登
	登録を促す内容を追加しています。
	外出時に大雪に巻き込まれた際など、いざという時にスマートフォンな
	どのモバイル端末から、情報を入手しやすくする取り組みです。皆さまもぜ
	ひご活用ください。
	これらの着目点に加えて、初めて新潟に来た方でも雪国の暮らしについ
	て理解できるように、記載に配慮して作成しています。
	また、この冊子については、内容の更新や情報の追加を行いながら、毎年
	発行していくことを考えています。
	最後になりますが、このパンフレットについて、11 月中旬から自治会を
	通じて各ご家庭に配布させていただきたいと思います。ご理解とご協力を
	お願いします。説明は以上です。
議長	ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
(吉田会長)	青柳委員、お願いします。
(青柳委員)	防災士の青柳です。「にいがた雪の日辞典」が 11 月中旬から各自治会に
	配布とのことですが、事前に新潟市防災士の会にこちらの資料をいただき
	たいのですが、早くていつ頃になりますでしょうか。
事務局	確認して、後ほど回答させていただきたいと思います。
(宮村土木総務課主	
査)	
(青柳委員)	今月と来月、防災関係の事業が多いため、ぜひこちらを配付させていただ
	きたいと思っています。私たちの手元にいただける時期が分かったら、教え
	ていただきたいと思います。
事務局	分かりました。改めてご連絡させていただきます。
(宮村土木総務課主	
査)	
(青柳委員)	よろしくお願いいたします。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	鈴木委員、お願いします。
(鈴木委員)	「にいがた雪の日辞典」の内容について、個人で雪をどうにかしたいと思
	った場合にはどうしたらいいのか書かれていないと思うのですが、そうい
	う場合はどうしたら良いのでしょうか。
	私の家は升潟小学校の近くで、子どもが朝登校してくるのですが、今年の
	冬に雪が降ったとき、歩道がまったく除雪されていませんでした。今までは
	地元の会社の方が善意で除雪してくれていたのですが、手がつけられなく

	て、歩道に雪が積もったままとなってしまい、子どもたちが車道を歩いてい
	ました。自分がなんとかしたいなと思ったのですが、ボランティアなども含
	めて、そういったときの対策や対応はないのでしょうか。
 事務局	除雪ボランティアについては、社会福祉協議会にご連絡いただければと
(宮村土木総務課主	思います。
查)	
 (鈴木委員)	│ │ 個人で除雪機などの機械を借りたい場合はどうしたら良いでしょうか。
	自治会経由でなければいけないのでしょうか。
	ご質問ありがとうございます。いろいろな地域から歩道除雪についての
(田辺建設課長)	 相談があります。 対個人ですと、 その人ができなかったりするということも
	 あるため、基本的には自治会単位や、5名以上の団体でお願いしています。
	│ │ パンフレット 8 ページの上の方にある、歩道除雪奨励金交付制度も活用
	 していただきながら、ご相談いただければと思いますし、歩道除雪の機械も
	 建設課の方で貸し出しています。春先にご案内をさせていただいたのです。
	 が、基本的にこの秋までにご要望のあったところには、全部配置できるよう
	 に除雪機械を用意しています。ぜひ自治会や団体でご相談いただければと
	思います。よろしくお願いします。
議長	ほかにいかがでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。
	以上で、報告(1)を終了します。
	続きまして、報告(2)「令和5年度西蒲区自治協議会委員研修について」
	です。地域総務課長、お願いします。
事務局	令和 5 年度西蒲区自治協議会委員研修についてご説明させていただきま
(高橋地域総務課長)	す。資料5をご覧ください。
	毎年、西蒲区自治協議会では、委員の見識を深め、さらなるスキルアップ
	を目的として、区自治協議会委員研修会を行っています。
	今年度は「共生からはじまる持続可能な社会」をテーマとして、有限会社
	ナマラエンターテイメント代表取締役の江口歩氏を講師としてお招きし、
	ご講演いただく予定です。
	障がい者雇用の啓発や高齢者など、地域コミュニティで支え合う活動に
	ついて理解を深め、今後の自治協議会及び地域における活動につなげてい
	ただけたらと考えています。
	11 月 30 日、自治協議会本会議前に開催させていただきたいと考えてい
	ます。報告は以上です。
議長	ただ今の件について、ご質問・ご意見はありますでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。
	以上で報告(2)は終了します。
	次に「その他」西蒲区の課題・地域の情報などです。
	初めに、「にしかん未来 BASE キックオフ交流会」について、地域総務課

	長から説明をお願いします。
	「にしかん未来 BASE キックオフ交流会」の開催についてご説明します。
(高橋地域総務課長)	チラシをご覧ください。
	現在、人口減少や少子高齢化等に伴い、地域課題の多様化・複雑化が進ん
	│ │でおり、行政だけでの対応は困難な状況となっています。
	これからは行政だけでなく、市民・民間企業など、さまざまな主体と連携
	│ │し、それぞれの得意分野を生かしながら協力してまちづくりを進めて行き
	たいと考えています。
	そこで西蒲区では、地域で活躍する人材同士がつながり、ともに活躍でき
	│ る環境作りに取り込もうということで、今回、「にしかん未来 BASE」とい
	- う、西蒲区でわくわくすることをやりたいという想いを持った人たちを集
	め、仲間作りや、互いに応援できる場を作っていきたいと考えています。
	今回はキックオフイベントとして、交流会を開催します。日時・場所・参
	加費等はチラシに記載のとおりです。
	西蒲区で何か面白いことをやりたい若者、何か面白いことに参加してみ
	たいと思っている若者、そのような若者たちのチャレンジを応援したい人、
	若者たちと一緒に活動したい人たちを募集しています。
	現在、区だより・ホームページ・西蒲区の SNS・市公式 LINE で周知を
	行っています。お知り合いの方で該当する方がいましたら、ぜひお声がけを
	していただきたいと思います。説明は以上です。
議長	ただ今の件について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
(吉田会長)	本田委員、お願いします。
(本田委員)	交流会以降の流れは決まっていますでしょうか。
事務局	今回、まずはやりたいことがある方に集まっていただいて、人のつながり
(高橋地域総務課長)	を作っていただき、その中で、課題とか見えてきたものに向かって、また活
	動をしていただくようなことを考えています。
	また、こういった場作りについては、来年度以降も続けていきたいと考え
	ています。
(本田委員)	この交流会でそれぞれがつながっていき、それ以降は皆さまそれぞれで
	活動していくかたちでしょうか。
事務局	そうなります。
(高橋地域総務課長)	あまり固くならず、自由な発想を大事にしていきたいところです。
(本田委員)	ありがとうございます。
議長	ほかいかがでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。
	次に、西蒲区公式 SNS のお知らせについて、地域総務課長から説明をお
	願いします。
事務局	引き続き、ご説明させていただきます。
(高橋地域総務課長)	西蒲区公式 SNS のお知らせということで、お配りしているチラシをご覧

いただきたいと思います。

西蒲区では公式 X、旧 Twitter の運用を始めています。

公式 X については、緊急情報を中心に発信をさせていただきたいと考えています。

特に最近多く出没しているイノシシなどの鳥獣関係の出没情報に加え、 除雪の情報など、西蒲区に限定した内容になりますが、緊急性の高い情報を 発信してまいりたいと思っていますので、ぜひフォローをお願いします。

裏面をご覧ください。公式 Facebook の案内です。こちらは西蒲区内のイベント情報を掲載しているものです。こちらもフォローをお願いします。

最後に「コミュニティ協議会の事業を掲載しませんか?」というチラシを ご覧ください。

昨日、コミュニティ協議会の会長・事務局会議があり、これらの資料を配付し、それぞれお願いしたところです。

各コミュニティ協議会でさまざまなイベントがありますので、そちらの 方を Facebook から探していただいて、また、ご覧いただければと考えてい ます。よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

議長

(吉田会長)

ただ今の件について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。 よろしいでしょうか。

続きまして、私の方から「新そばまつり」について、案内をさせていただきます。チラシをご覧ください。

今年で20回目を迎える「新そばまつり」を、11月12日・19日・26日と予約制で行っています。11月12日については、全部埋まっていますが、それ以外の日程についてもお早めに申し込みしていただければありがたいです。

地元のそば粉を使用したそばを提供しています。以上です。

ご質問・ご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、角田山麓観光まちづくり研究会の「角田山麓フェスタ」のお知らせについて、大橋委員から説明をお願いします。

(大橋委員)

パンフレットとチラシをご覧ください。

角田山麓の観光まちづくり研究会は、角田山とそれを中心にした豊かな 自然を守るということで取り組みを進めており、「角田山に抱かれた、いき いきとした暮らしと共に自然と歴史文化をよりよい状態で将来へ手渡すこ と」という理念があります。

峰岡コミ協・松野尾コミ協・角田コミ協、行政、北国街道まち歩きガイド等でこの会を形成しているのですが、今後さらにメンバーを増やしていこうという声があり、このチラシを作成しました。

活動内容としては、草刈りや植樹、花壇作り、ワークショップの開催、そ して毎年開催している角田山麓フェスタがあります。

角田山麓フェスタについては、10月29日の日曜日に行います。ぜひ大

	熱の比させなど 会fm いただければし田いナナ
	勢の皆さまから参加いただければと思います。
	この中ではキッズダンス、ふわふわドーム、音楽、それから物産の販売、
	キッチンカー等があり、大勢の団体から参加をしていただいています。
	自治協としての取り組みと同じように、角田山麓観光まちづくり研究会
	も西蒲区の活性化を目指しています。ぜひ、角田山麓フェスタには大勢の皆
	さまから参加いただきたいと思っています。説明は以上です。
議長	ただ今の件についてご意見・ご質問はありますでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。
	続きまして「かもん!カモねぎまつり」について、池浦委員から説明をお
	願いします。
(池浦委員)	12月3日に「かもん!カモねぎまつり」が開催されます。鴨汁一杯600
	円です。昨年はコロナなどで、その場で食べることもお持ち帰りもできるよ
	うに、ふたをして袋に入れて販売しました。
	今年はあつあつの鴨汁を、そのままお渡しして食べていただけるように
	しました。
	外にはキッチンカーや地域の野菜、衣料品関係の販売もあります。
	鴨汁は、これまではご飯とセットで販売していましたが、ご飯はいらない
	という方がいらっしゃったりするので、今年はおにぎりとして販売するこ
	とになりました。
	新鮮な野菜などもありますので、ぜひ大勢の方に来ていただきたいと思
	います。
	今回は、この自治協議会からもお手伝いに来ていただけるということな
	ので、よろしくお願いします。
議長	ただいまの件について、ご質問・ご意見はありますでしょうか。
(吉田会長)	よろしいでしょうか。
(THAX)	最後に、越前浜コースまち歩きのチラシも配っておりますので、後ほどご
	覧いただいて、ぜひ積極的にご参加いただければと思います。
	そのほか発言の事前申し出はありませんが、何かありますでしょうか。
(小林(ア)委員)	「かもん!カモねぎまつり」ですが、ボランティアとしてまちづくり・産
(小体())安貝)	業部会の人が 5 人ほど参加してくれると思いますが、ほかの委員の方から
	も来ていただけるとありがたいです。ぜひよろしくお願いします。
举 臣	ありがとうございました。
議長 (吉田会長)	では、本日の議事はすべて終了しました。
(百四云文)	
	今回から副会長に締めていただきたいと思いますので、田中(弘)副会長、 お願いします
(四十 (31) 季旦)	お願いします。
(田中(弘)委員)	お疲れさまです。9期第7回目の本会議ということで、大変多くの方に発
	言をしていただきましてありがとうございました。
	8期と比べて、会議の雰囲気が良い意味でやさしいというか、やわらかい
	と思います。話しやすい雰囲気が醸成されているのではないかなと思いま

	す。
	それと、皆さま各地域・各組織から代表して出ていただいていますので、
	自治協議会の情報を必要に応じて各地域・各組織におろしていただきます
	ようお願いします。本日はお疲れさまでした。
事務局	ありがとうございました。最後に事務局から連絡です。
(丹治補佐)	次回の自治協議会については、11月30日木曜日の午後、本日と同じ巻地
	区公民館で開催の予定です。
	また、ご案内については後ほど改めて送付させていただきます。
	このあとの各常任部会の開催についてです。会場は、総務部会が 2 階の
	実習室、保健福祉部会が2階の研修室、まちづくり・産業部会が3階の視
	聴覚室です。お手元の名立てを持っていただいて、4時から開催したいと思
	いますのでよろしくお願いします。
	それでは以上をもちまして、令和5年度第7回西蒲区自治協議会を終了
	します。お疲れさまでした。